

2010年3月1日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 呉 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



非居住者企業所得税査定徴収管理弁法

2010年2月20日付で、「国家税務総局：《非居住者企業所得税査定徴収管理弁法》の印刷公布に関する通知」¹が公布され、同日施行されることとなりました。本通知が適用されるものとしては、「非居民企業が中国国内に機構、場所を設立している場合、設けている機構、場所が取得する中国国内を出所とする所得、及び中国国外で発生するが、設けている機構、場所と実際に連絡のある所得」とされており、外国企業常駐代表機構の企業所得税査定方法は関連規定に従って処理されます。

1. 納税方法

非居住者企業は帳簿を設け、合法・有効な証憑に基づいて記帳し、計算を行わなければならない、その実際に履行する機能と負うリスクが釣り合うという原則に従って、正確に課税所得額を計算し、事実に基づいて企業所得税を申告納付する必要があります。

非居住者企業の会計帳簿が整っておらず、資料が不足して検査が難しい、またはその他の原因により正確に計算し事実に基づいてその課税所得額を申告することができない場合、税務機関は以下の方法を採用してその課税所得額を査定する権限を有します。

(1) 収入総額に応じて課税所得額を査定

収入を正確に計算することができるが、正確にコスト費用を計算することができない非

¹ 国税発[2010]19号

居住者企業に適用します。計算公式は以下のとおりです。

$$\text{課税所得額} = \text{収入総額} \times \text{税務機関の査定を経た利益率}$$

(2) コスト費用に応じて課税所得額を査定

正確にコスト費用を計算することができるが、正確に収入総額を計算することができない非居住者企業に適用します。計算公式は以下のとおりです。

$$\text{課税所得額} = \text{コスト費用総額} / (1 - \text{税務機関の査定を経た利益率}) \times \text{税務機関の査定を経た利益率}$$

(3) 経費支出に応じて収入を換算して課税所得額を査定

正確に経費支出総額を計算することができるが、正確に収入総額及びコスト費用を計算することができない非居住者企業に適用します。計算公式は次のとおりです。

$$\text{課税所得額} = \text{経費支出総額} / (1 - \text{税務機関の査定を経た利益率} - \text{営業税率}) \times \text{税務機関の査定を経た利益率}$$

2. 査定利益率

(1) 利益率の査定

税務機関は以下の標準に従って非居住者企業の利益率を確定することができます。

活動内容	利益率
工事作業の請負、設計及びコンサルティング業務に従事	15%-30%
管理サービスに従事	30%-50%
その他の業務または業務以外の経営活動に従事	15%を下回らない

基準として上のように定められていますが、税務機関は根据があつて非居住者企業の実際利益率が明らかに上述の標準より高いと考える場合、上述の標準より更に高い利益率に従つてその課税所得額を査定することができるものとされております。

(2) 販売と付帯サービスを同時に提供する場合

非居住者企業と中国居住者企業が機器設備または貨物の販売契約を締結し、同時に設備の据付、組立、技術訓練、指導、監督サービス等の役務を提供する場合、貨物販売契約の中で役務サービスの金額を明記していない、または価格が不合理な場合、主管税務機関は実際の状況に基づいて、同一または近しい業務の価格計算標準を参照して役務収入を査定することができるかとされており、参照する標準がない場合、貨物販売契約総価格の10%を下回らない比率を以って、非居住者企業の役務収入を確定することを原則とします。

(3) 役務サービスの区分

非居住者企業が中国国内顧客のために役務を提供して取得する収入は、そのサービス発生地に応じて企業所得税の納付方法が異なります。

サービス発生地	企業所得税納付方法
提供するサービスが全て中国国内で発生	全額を中国国内で申告し企業所得税を納付
提供するサービスが同時に中国国内外で発生	役務発生地原則で以ってその国内外収入を区分し、そしてその中国国内で取得した役務収入について企業所得税を申告納付

税務機関はその国内外収入区分の合理性及び真実性に疑義がある場合、非居住者企業に真実有効な証明を提供するようを要求し、そして業務量、業務時間、コスト費用等の要素に基づいて合理的にその国内外収入を区分することができます。また、非居住者企業が真実有効な証明を提供することができない場合、税務機関はその提供するサービス全部が中国国内で発生するとみなして役務収入を確定し企業所得税を徴収することができるかとされている点には留意が必要です。

(3) 異なる査定利益率の経営活動に従事する場合

査定徴収方式を採用して企業所得税を徴収する非居住者企業が、中国国内で複数の異なる査定利益率の経営活動に従事し、そして課税所得を取得する場合、区分計算し且つ相応する利益率で企業所得税を計算納付することになります。区分計算できない場合は高い利益率を適用し、企業所得税を計算納付する必要があります。

(4) 査定利益率の審査

査定徴収方式を採用しようとする非居住者企業は《非居住者企業所得税徴収方式鑑定表》

を記入して、主管税務機関に送付します。そして、主管税務機関は査定徴収条件に符合しないと判断する場合、《鑑定表》を受理してから 15 営業日以内に通知します。非居住者企業が上述期限内に《税務事項通知書》を受領した場合、その徴収方式は認可されたものとみなされます。

(5) 査定利益率の見直し

税務機関は非居住者企業が査定徴収方式を採用して申告計算する課税所得額が真実でない、または明らかにその機能がリスクとつりあわないことを発見した場合、調整する権限を有します。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。